

熊本県における受動喫煙防止対策について

熊本県の施設については、令和元年7月1日から原則敷地内禁煙となります。

ただし、「熊本県立総合体育館」では、施設利用者への配慮や、敷地外喫煙による近隣住民等への迷惑を防止する観点から、健康増進法で定める受動喫煙防止のため必要な措置を踏まえて、下記の2箇所を喫煙場所とします。なお、電子タバコも同様の取り扱いとなります。

何卒、皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

